

付表 2 市区町村の廃置分合、境界変更、名称変更一覧表

Appendix 2—PARTICULARS ABOUT CHANGES OF NAMES AND BOUNDARIES OF Shi, Ku, Machi AND Mura.

昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 35 年 10 月 1 日
OCTOBER 2, 1955 TO OCTOBER 1, 1960

1 本表は、昭和 30 年 10 月 2 日から昭和 35 年 10 月 1 日まで 5 年間の市区町村の廃置分合、境界変更および名称変更ならびにこれらの異動に伴う昭和 30 年国勢調査人口の異動(人口異動のない境界変更を含む。以下同じ。)について、その異動年月日、異動地域および異動地域の昭和 30 年国勢調査人口を一覧表にしたものである。ただし、所属未定地の編入についてはこれを除外した。

なお、本表ではこれらの異動関係市区町村のうち、その異動以前に廃置分合、境界変更または名称変更があったものについて、その内容がわかるように注番号を付して、都道府県ごとに末尾に注記し、その関連を明らかにした。

2 本表に掲げた市区町村の順序は、昭和 35 年国勢調査時における当該都道府県の慣用の順序(統計表第 13 表の順序 66 頁参照)によった。なお、廃置分合、境界変更または名称変更のなかった市区町村はここに掲げてない。

3 本表に掲げた市区町村の廃置分合、境界変更または名称変更の施行年月日および異動地域の内容については、いずれも官報登載の總理府告示または自治省告示によった。地域の異動に伴う人口の異動については、昭和 30 年国勢調査照査表によりこれを算出した。

4 昭和 30 年 10 月 2 日以降市区町村の廃置分合または境界変更があり、しかも、昭和 35 年国勢調査時になお同一の市区町村名を有するものについては、その旧区域を「異動地域」欄に「日××市(区町村)の区域」として表示し、「年月日」欄には「30.10.1」として表示した。これは昭和 35 年 10 月 1 日現在の地域における当該市区町村の「昭和 30 年人口」欄の人口算出の過程を明らかにするために掲げたもので、当日その市区町村に異動があったことを表示したのではないから注意されたい。

5 各欄の内容について

(1) 「年月日」欄

「年月日」欄は、市区町村の廃置分合、境界変更または名称変更の施行年月日を示し、1 件ごとにこれを掲げた。数カ町村を同一期日に一括して編入した場合はこれを 1 件とし、最初の行にその施行年月日を掲げた。また、数カ町村を数回にわけて編入した場合や、施行年月日が同じであっても官報の告示番号が異なる場合は、それぞれ別の件数として取扱った。

(2) 「異動地域」欄

「異動地域」欄の中央に掲げた市区町村は、すべて、昭和 35 年国勢調査時の市区町村である。また、ⒶⒷⒸ等の記号とともに示されている市区町村は、中央に掲げた昭和 35 年国勢調査時の市区町村との間に廃置分合、境界変更または名称変更があった市区町村であり、これらの関係市区町村に昭和 30 年 10 月 2 日以後当該異動前に廃置分合、境界変更または名称変更による異動があった場合は、所属未定地の編入を除き、人口異動のない境界変更を含むすべての異動について、その内容を各都道府県の末尾に一括して示した。(6 各都道府県の末尾に掲げた注記について参照)

本表に用いた記号はⒶ, Ⓑ, Ⓒ, Ⓓ および Ⓔ の 5 種類で、各記号の意味は、つぎのとおりである。

Ⓐは、市区町村の廃置分合により、新しい市区町村が設置されたことを示す。

例 1 茨城県久慈郡小里村および賀美村を廃し、その区域をもつて里美村を置く。(196 頁参照)

Ⓑは、市区町村の廃置分合により、市区町村に、他の市区町村の全域または一部の地域が編入されたことを示す。

例 1 新潟県三島郡片貝町を廃し、その区域を小千谷市に編入。(208 頁参照)

Ⓒは、他の市区町村の廃置分合に伴って市区町村の一部が分割されたことを示す。

これは、市区町村の一部が分割され、その地域で新たに市区町村が設置された場合、その地域と他の市区町村とで新たに市区町村が設置された場合、または、その地域が他の町村とともに別の市区町村に編入された場合である。

例 1 長野県駒ヶ根市の一部を分け、その区域をもって上伊那郡宮田村を置く。(217 頁参照)

例 2 愛媛県上浮穴郡久万町、川瀬村および父二峰村を廃し、これら 3 町村および美川村の一部をもって久万町を置く(250 頁参照)

④は、市区町村の境界が相互に変更され、市区町村に他の市区町村の一部の地域が編入され、または、市区町村の一部の地域が他の市区町村に編入されたことを示す。

例 1 兵庫県芦屋市と西宮市との間に境界変更あり。(234 頁参照)

例 2 兵庫県三原郡広田村の一部を洲本市に編入。(234 頁参照)

④は、市区町村の名称のみが変更されたことを示す。

なお、このなかには、村を町とし、町を市とする処分も含めた。また、名称変更ではないが、町村の所属する郡が変更になった場合も、便宜上名称変更として取扱った。

例 1 青森県大湊田名部市の名称をむつ市とする。(185 頁参照)

例 2 青森県上北郡横浜村を横浜町とする。(185 頁参照)

例 3 福島県河沼郡高郷村を耶麻郡高郷村とする。(195 頁参照)

(3) 「昭和 30 年人口」欄

「異動地域」欄の「旧××市(区町村)の区域」と記入された市区町村の人口および異動関係市区町村の人口は、それぞれさきにのべた算出方法(3 参照)による昭和 30 年国勢調査時の人口を示す。

ゴシックの人口は、以上の関係市区町村の人口の合計であって、昭和 35 年国勢調査時の市区町村の境界により組替えた昭和 30 年国勢調査人口を示すこととなる。したがって、この人口は統計表第 13 表の「昭和 30 年(組替)」の人口に一致する。

6 各都道府県の末尾に掲げた注記について

末尾の注記は、都道府県ごとに、表に付した注番号の一連番号の順に記入した。「異動地域」欄に掲げた異動関係市区町村のうち、その異動以前に廢置分合、境界変更または名称変更があったものについては、さらにその市区町村名にイ), ロ), ハ) の注番号を付して、その内容を関係の箇所に示した。なお、これらの注を付した市区町村のうち、その区域を分割して昭和 35 年国勢調査時の市区町村に編入されたもの(廃止された市区町村)についても、その「昭和 30 年人口」を算出できるように、とくにそれぞれの分割地域の「昭和 30 年人口」をかっこ書きで掲げた。

二、三の注記の例をあげればつきのとおりである。

例 1 6) 33.9.1 青森県上北郡浦野館村が上北村になる。(185, 186 頁参照)

例 1 は、昭和 30 年国勢調査以後名称変更のあった村(上北村)が、さらに名称変更を行なって昭和 35 年国勢調査時の町(上北町)となった例である。

例 2 1) 34.5.15 宮城県牡鹿郡渡波町の一部(88)が牡鹿郡福井町に編入。(188, 189 頁参照)

例 2 は、境界変更のあった市区町村(渡波町)が、その後別の市区町村(石巻市)に編入になった例である。

例 3 2) 31.9.30 宮城県登米郡米川村(5,721), 錦織村(3,704)の区域が登米郡日高村になる(188, 189 頁参照)

例 3 は、廢置分合によって新しく設置された市区町村(日高村)が、さらに廢置分合をして、昭和 35 年国勢調査時の市区町村(東和町)になった例である。

例 4 1) 31.6.1 山形県東村山郡山寺村の一部(2,982)が山形市に編入し、残りの部分(1,907)が東村山郡豊栄村に編入。(192, 193 頁参照)

例 4 は、市区町村の分割編入の例で、両市村に編入された地域の人口を合計すると、この分割編入によって廃止された市区町村(山寺村)の昭和 30 年国勢調査人口(4,889)を算出することができる。

例 5 3) 31.8.25 茨城県東茨城郡竹原堅倉村イ)が美野里村になる。

イ) 31.8.1 東茨城郡竹原村(6,295), 堅倉村(8,951)の区域が竹原堅倉村になる。

例 5 は、昭和 31.8.1 に注イ)に示すように、廢置分合によって新設された市区町村(竹原堅倉村)が、その後、昭和 31.8.25 に名称(美野里村)を変更して、さらに、昭和 35 年国勢調査時の市区町村(美野里町)になった例である。